

議会・議員評価検証結果に関する報告書

令和6年2月

三次市議会

議会運営委員会

目 次

1	はじめに	1
2	取組の経過について	1
3	評価検証方法について	2
4	評価検証シート集約について	2
5	評価検証結果と改善に向けた取組案について	7
6	まとめ	9
7	用語の説明	10
8	議員活動（公約取組）評価検証シート別紙1	11
9	議会活動評価検証シート別紙2	12

1 はじめに

本市議会では、平成27年度に議会活動について、平成22年4月1日に施行した三次市議会基本条例の条文に掲げる活動指針に基づき、各会派で項目ごとの達成度の評価を行い、取組が不十分と判定した項目について、今後の活動目標を設定し、様々な取組を進めてきた。また、平成30年度には、その評価結果を基に、当時の環太平洋大学の林 紀行准教授による外部の視点からの評価を受けた。

この外部評価において、三次市議会が果たすべき最大の役割は、議会基本条例にも定められている「市民福祉の向上及び市勢の伸展」であり、任期4年の最後には、より上位の視点から、議員、議会は、自らどのように実践してきたのか、その検証が肝要であるとの指摘を受けたところである。

この報告書は、我々の任期が残り1年となった今、議会基本条例第20条の規定と外部評価の視点も含みながら、議会運営委員会を中心に最高規範である議会基本条例に掲げる議会と議員の責務について明確化することを目的に、独自の評価シートを作成し、取組実績を数値化したものである。そして、この取組から見えてきた課題を次期の議員・議会活動に繋げられるよう、改善に向けた具体的な取組を全体で確認し、共有することを目的としている。

また、一昨年度に実施した議会に関する市民アンケートには「議会活動、議員活動が見えない」といった多くの意見があった。この度の評価検証結果は、我々の活動を市民に周知する機会であるとともに、有権者に約束した公約（議員活動）に対する取組を「見える化」する意義もある。

2 取組の経過について

- (1) 令和4年12月22日（第8回）から令和5年3月20日（第12回）まで、5回の委員会を開催し「議会・議員の評価検証手法に関する実施要領（案）」を会派の意見を聴取しながら作成した。
- (2) 令和5年4月18日に全員協議会を開催し、「議会・議員の評価検証手法に関する実施要領（案）」の趣旨や意義について説明を行い、全体の下承を得た。
- (3) 令和5年6月から議員及び会派でシート作成に取り組み、8月17日（第16回）の委員会において、各シートの集約を行った。
- (4) 評価検証の結果に基づき、今後の取組について議論を行い、報告書の取りまとめを行った。

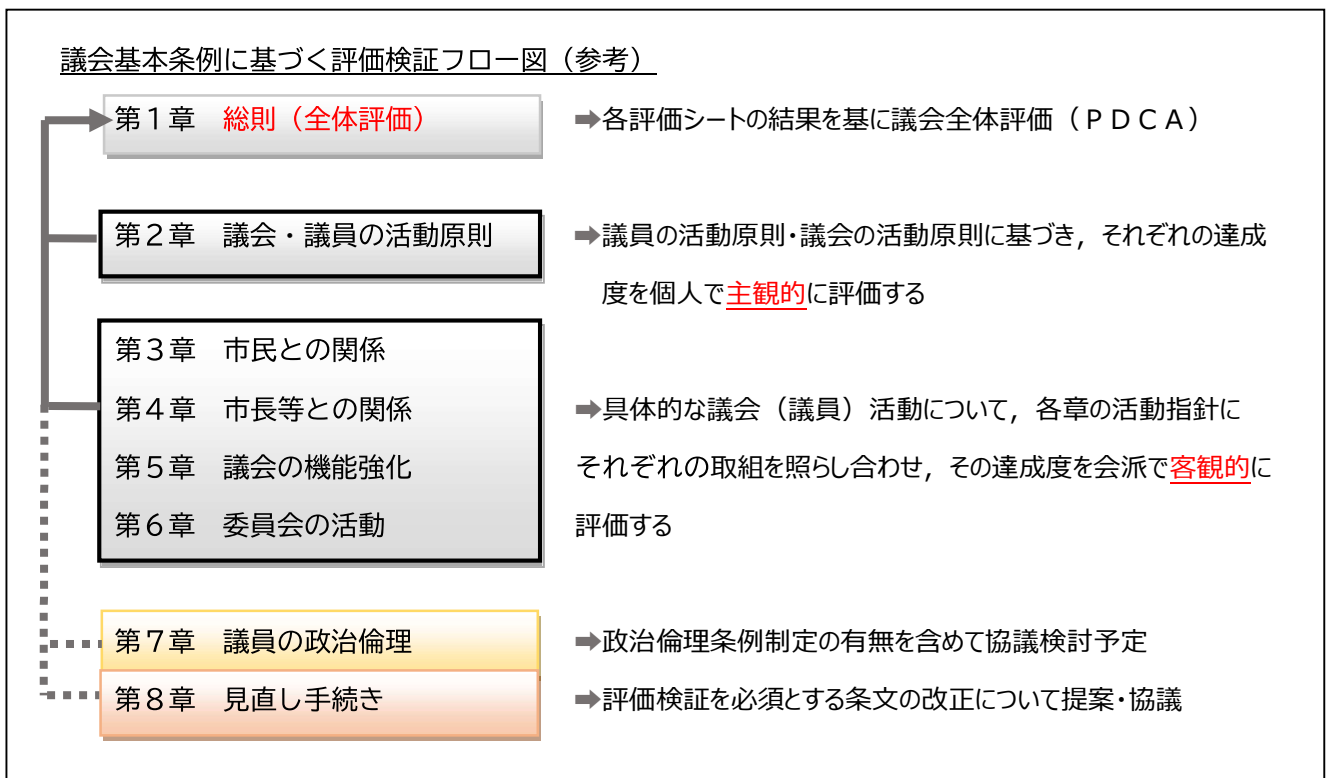
3 評価検証方法について

評価検証の方法については、前回と同様に三次市議会基本条例の各条文に掲げている活動指針に基づき、今任期中の「議員」「議会」活動を個人、会派において評価検証している。

「議員活動の評価検証」は、我々が選挙公報や選挙運動用ビラなどで有権者に約束した公約の実現に向けての活動について、議員個々が主観的に評価検証を行った。この評価手法は、本市議会にとって新たな取組であり、特筆すべきものであると自負している。

もう一つは、「議会活動の評価検証」で、議会基本条例に掲げる「市民との関係」「市長等との関係」「議会の機能強化」「委員会の活動」について、前回と同様、主に本市議会の取組はどうであったのかを会派を中心にその状況を客観的に評価している。

今回の評価検証の全体イメージは、下記のフロー図に示しているが、具体的な採点方法等の流れは「議会・議員の評価検証手法に関する実施要領」を確認いただきたい。



4 評価検証シート集約について

1 議員活動（公約取組）評価検証シート集約の結果（全体）

議員活動の評価検証については、個々の議員活動がどのように議会活動の原則「情報共有」「住民参画」「機能強化」に繋がったか、その達成度を判定するために、下

表の共通活動事項10項目を「公約実現に向け、設定した活動目標を上回る取組ができた」から「公約実現に向けての取組が出来ていない」までの5段階から、自らの活動状況を達成度個人判定表に照らし合わせ主観的に数値化している。

全ての項目が「公約実現に向け、設定した活動目標を上回る取組ができた」となれば、評価値は100%となるが「積極的な取組ができた（達成点80%以上）」をA、「一定水準の取組ができた（達成点60%以上）」をB、「取組が不十分であった（達成点60%未満）」をCで表す。

結果は、3つの項目全てにおいて一定水準の取組ができた「B」評価となった。

(1) 全体評価 **B (70%)**

(2) 共通活動項目と評価結果

区分	共通活動事項	個別評価	評価値(全体)
情報共有	(1)日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている	B	64%
	(2)地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた		
	(3)市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している		
住民参画	(4)住民自治組織や各種団体の活動に積極的に関わり、自らまちづくりを実践している	B	74%
	(5)住民・地域と行政とをつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた		
	(6)住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている		
機能強化	(7)一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている	B	72%
	(8)政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている		
	(9)委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている		
	(10)政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている		

(3) 各議員の評価結果の分析

各議員の評価結果		ともえ	清友会	明日への風	真正会	会派未来	公明党	無所属
A評価とした議員数	7人	2		2		3		
B評価とした議員数	11人	3	3	2	3			
C評価とした議員数	6人		2		1		2	1

多くの議員は、B「一定水準の取組ができた（達成点60%以上）」と評価しているが、会派によっては半数、または、全議員がC「取組が不十分であった（達成点60%未満）」としており、市民の期待に応えられるものではなかったと評価している。一方で、全議員がA「積極的な取組ができた（達成点80%以上）」と、自ら掲げた目標に向かって積極的な取組ができ、市民の期待に応えられていると評価した会派もある。

議員活動の評価に関する議員からの主な意見は、次のとおりであった。

【情報共有】

- ・相談者との情報共有に遅れや認識の違いが発生したことがあった。
- ・情報発信の頻度や報告会の開催など情報共有に課題がある。
- ・自らが情報共有の場を設定することも少なかった。
- ・活動状況の情報発信ができていないと感じる。

【住民参画】

- ・住民との直接的な関わりが少ない。
- ・住民自治組織の活動への関わりが不十分と感じた。
- ・個人の意見を聴かせていただくことが少なかったと感じている。

【機能強化】

- ・関係者との意見交換、研修会等へは参加したが、提言等の取組が十分でなかった分野がある。
- ・旧市内中心部にかかる対応がほとんどで、三次市全体への活動とは言い難い。

2 議会活動の評価検証シート集約の結果（全体）

議会活動の評価検証については、議会基本条例第3章から第6章に掲げる三次市議会の活動目標（項目）を会派毎に「活動指針に沿って積極的かつ効果的な活動が行われた」から「活動指針も理解されておらず、取組自体も全く見えない状態」までの5段階の達成度会派判定表から、各章で定められた下表の評価項目に基づき、客観的に表したものである。

全ての項目が「活動指針に沿って積極的かつ効果的な活動が行われた」であれば評価値は100%となるが「議会基本条例に掲げる活動指針に基づいた議会活動が概ね行われている（達成点80%以上）」をA、「活動指針に沿った議会活動とはなっているが、本来の目指す姿ではないことから、さらに取組を強化する必要がある（達成点60%以上）」がB、「現在の議会活動では、議会基本条例に掲げる活動指針とは、大きくかけ離れているため、早急に課題を抽出し、議会全体で改善に向けての検討が必要である（達成点60%未満）」をCで表す。

全体評価は、達成点が64%で「B」評価となり、活動指針に沿った議会活動ではあるとされたが、課題とした内容を整理し、その改善に向けた取組について具体的にまとめる必要があると総括している。

(1) 全体評価 **B (64%)**

(2) 議会活動共通項目の評価結果

評価項目	評価値	評価
第3章 市民との関係（情報提供・説明責任） 議会報告会・懇談会，意見交換会，市議会だより，市議会トピックス，ホームページ等	63%	B
第4章 市長等との関係（事務執行の監視と評価，政策立案・政策提言） 一般質問，質疑，審議，意見書，議員発議等	59%	C
第5章 議会の機能強化（会派，スキルアップ，議会改革） 会派活動，研修，調査，政務活動，議会図書室利用等	65%	B
第6章 委員会の活動（委員会の役割，委員会の活性化） 議案等の調査研究，審査，所管事務調査，視察研修，自由討議等	69%	B

(3) 議会全体の活動に対する各会派が行った評価結果

評価項目	ともえ	清友会	明日への風	真正会	会派未来	公明党	無所属
第3章 市民との関係 (情報提供・説明責任)	B	B	B	B	A	C	C
第4章 市長等との関係 (事務事業の監視と評価, 政策立案・政策提言)	C	C	B	C	B	C	C
第5章 議会の機能強化 (会派活動, スキルアップ, 議会改革)	B	B	B	B	B	B	C
第6章 委員会の活動 (委員会の活性化)	A	A	B	B	B	B	C

議会活動の評価に関する会派からの主な意見は、次のとおりであった。

【市民との関係】

- ・ホームページは、アクセスが難しく情報量が少ない。
- ・市議会だよりは、住民に読みやすく親しみがわくような内容や形式になっていないのではないか。
- ・議会報告会・懇談会は、より多くの市民と対話できるよう工夫が必要。

【市長等との関係】

- ・市長等が提案する政策等について、その水準を高めるための質疑や事業執行後の評価検証の審議が足りない部分がある。

【議会の機能強化】

- ・学識経験者を活用した研修会の開催が必要。
- ・公聴会や意見書の説明時など、学識経験者をタイムリーに招聘できる仕組み、体制づくりができていない。

【委員会の活動】

- ・委員会によって活動にバラツキがあり、また、活発な自由討議も行われていないため、政策提言に繋がっていないのではないか。
- ・課題について、各委員会で継続的に議論ができていないのではないか。

5 評価検証結果と改善に向けた取組案について

ここまで、三次市議会基本条例各章に掲げられている、我々の果たすべき役割について「議員活動」及び「議会活動」について、それぞれの「評価シート」を用いて、個々の議員、会派で評価検証を行ってきた。

その「評価シート」には、これまでの取組が不十分であった内容や議会活動に欠けている部分などの課題をヒアリングしており、その課題抽出や課題改善に向けての新たな取組方針を議会運営委員会で、次表のとおりまとめた。

なお、第1章「総則」については「6 まとめ」で総括する。

基本条例の規定	評価	課題として捉えるもの	● 課題抽出から見えてきた、今後の具体的な取組案
第2章 議会・議員の活動 原則 ●情報共有 ●住民参画 ●機能強化	B	【議員からの指摘・意見】 ・住民との直接的な関わりが少ないのではないかと。 ・情報共有が十分ではないのではないかと。 ・政策提案ができていないのではないかと。 【委員会での議論と整理】 1. リアルタイムでの情報発信が必要。 2. 議会報告会の復活は評価できる。更に活発にすべきである。	1. 住民の意見を聞く場に積極的に参加する。 2. SNS等でのリアルタイムな情報発信やオンラインでの意見交換などを積極的に取り組む。 3. 調査研究、視察などから得た見識を活かした地域での報告会の開催、関係団体との意見交換など連携を密にし、政策立案につなげる。
第3章 市民との関係 情報提供・説明責任 ●議員と語ろう ●意見交換会 ●市議会だより ●市議会トピックス ●ホームページ 等	B	【会派からの指摘・意見】 ・ホームページは情報量が少なく、アクセスが難しい。 ・議会内での議論が少ないと思われる。 ・市議会だよりは、住民に読みやすく親しみがわくような内容や形式になっていないのでは	1. 議会の予定などのカレンダーを作成し、ホームページに掲載する。 2. 情報発信はSNS等を積極的に活用する。 3. 市議会だよりは、読みやすく親しみがわくよう表紙やトピックスを住民参加型とする。 4. 議会報告会・懇談会(議員と語ろ

		<p>ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告・懇談会は、より多くの市民と対話ができるよう工夫が必要ではないか。 <p>【委員会での議論と整理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文字情報として発信していくことが必要。 2. 議会日程をわかりやすく発信する。 	<p>う)は例年の報告会とともに、オンラインの活用等、新たな取組を検討する。</p>
<p>第4章 市長等との関係 事務事業の監視と評価、 政策立案・政策提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般質問 ●質疑 ●審議 ●意見書 ●議員発議等 	C	<p>【会派からの指摘・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長等が提案する政策等について、その水準を高めるための質疑や事業執行後の評価検証の審議が足りない部分がある。 <p>【委員会での議論と整理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市長の立場と機能の違いを十分認識しているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長等が提案する政策等の水準を高めるため、事業の必要性や予算等について市民に伝わる審議に努める。(論点を明らかにした質疑、市長との緊張関係の継続。)
<p>第5章 議会の機能強化 会派、スキルアップ、議会改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会派活動 ●研修 ●調査 ●政務活動 ●議会図書室利用 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者を活用した研修会の開催が必要ではないか。 ・公聴会や意見書の説明時など、学識経験者をタイムリーによべる仕組み、体制づくりができていないのではないか。 ・議会図書室は利用されているものの、まだまだ活用が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者をタイムリーによべる仕組み・体制づくりを行う。 ・有識者を場面に応じて積極的に活用する。 ・任期のはじめに、議会図書室の必要性について認識を深める場を設ける。
<p>第6章 委員会の活動 委員会の役割、委員会の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議案等の調査研究 ●審査 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会によって、活動にバラツキがあり、また、活発な自由討議も行われていないため、政策提言につながっていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を絞り、年間を通しての調査研究・政策論議を行う。 ・委員会において活発な自由討議を行い政策提言につなげる。 ・年間の委員会活動の総括を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ●所管事務調査 ●視察研修 ●自由討議 等 	<p>・課題について、各委員会で継続的に議論ができていないのではないか。</p> <p>【委員会での議論と整理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会としての取組の目標をあらかじめ定める必要がある。 2. 委員会の内容が会派内で共有されていないため、会派内での政策議論が進まない。 3. 会議録の公開が必要(予算決算常任委員会)。 	<p>・所管事務調査や閉会中審査の審議の内容を、会派内での情報共有を徹底し、全議員が情報を共有できるようにする。</p> <p>・議案の調査研究に引き続き取り組み委員会審査の充実を図る。</p> <p>・予算決算審査シートの取組を活かし、ねらいや効果等に係る審査の充実を図る。</p>
---	---	--

6 まとめ

今回の取組は、議会基本条例に掲げる「議会・議員の活動原則」と、議員個人が掲げた公約の実現に向けた任期中の取組について、これまでの自らの活動を主観で評価検証するとともに、「市民との関係」、「市長等との関係」、「議会の機能強化」について、本市議会での取組はどうであったのかを、各会派で客観的に評価検証するという初めての試みである。

これは、議会・議員活動を評価・検証し、課題から明らかになった具体的取組を議会内で共有し、次の議会活動に生かしていくという議会（議員）におけるPDCAサイクルの循環をめざすものである。

評価・検証にあっては、各議員、各会派の考え方に差異があるため、活動内容は同様であっても評価に違いが生じるといった結果はあったものの、自ら評価に取り組み、課題を抽出し、委員会で議論し、次の活動に繋いでいくという取組は、三次市議会基本条例の目的に沿った議会活動を担保する、非常に意義あるものとする。

そして、この取組を市民にわかりやすく公表することで、今任期中の議会・議員活動に係る情報公開と説明責任の一端を果たすと同時に、市民の市政参画の推進が一層進むことを期待するものである。

我々は、間もなく任期を迎えるが、改選後の本市議会においてもこの取組を継承し、市民の負託に全力で取り組む決意である。

【用語の説明】

一般質問	本市の行政全般にわたり、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について問うこと。
質疑	議題となっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について問うこと。
意見書	市の公益に関する事件に関し、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のこと。地方自治法第99条に、議会は当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出することができることとある。
議員発議	議会の会議において、議員が「議案」を議長に提出すること。
会派活動	会派は、議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいい、それらの活動のこと。
政務活動	議員の調査研究その他の活動のこと。また、その活動のために必要な経費の一部として会派に対し活動費が交付される。（地方自治法第100号第14項）
所管事務調査	常任委員会は、委員会の所管する事務について、自らの判断で調査することができる。
委員会	議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されるもの。本市では、総務、教育民生、産業建設の3常任委員会、広報広聴常任委員会、予算決算常任委員会、議会運営委員会が設置されており、必要に応じ特別委員会が設置される。
P D C A サイクル	P L A N（P：計画）→ D O（D：実行）→ C H E C K（C：点検）→ A C T I O N（A：是正）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

議会基本条例第2章 議員活動（公約取組）評価検証シート（対象期間：令和2年度～令和5年度）							会派名	議員名	
取組の評価検証：A：80%以上（積極的な取組ができた） B：60%以上（一定水準の取組となった） C：60%未満（取組は不十分であった）									
取組評価 （自己採点）	共通項目	主な活動項目・取組項目（全10項目）					達成度 検証	（上段）具体的な活動・取組事例（取組めなかった理由） （下段）課題と思われることに対する改善策など	
0点 50点 (合計点)	情報共有	(1)	日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている						
	情報共有	(2)	地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた						
	情報共有	(3)	市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している						
	住民参画	(4)	住民自治組織や各種団体の活動に積極的にに関わり、自らまちづくりを実践している						
	住民参画	(5)	住民・地域と行政とをつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた						
	住民参画	(6)	住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている						
	機能強化	(7)	一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている						
	機能強化	(8)	政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている						
	機能強化	(9)	委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている						
	機能強化	(10)	政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている						
0点 50点	情報共有	(1)	日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている						
	情報共有	(2)	地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた						
	情報共有	(3)	市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している						
	住民参画	(4)	住民自治組織や各種団体の活動に積極的にに関わり、自らまちづくりを実践している						
	住民参画	(5)	住民・地域と行政とをつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた						
	住民参画	(6)	住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている						
	機能強化	(7)	一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている						
	機能強化	(8)	政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている						
	機能強化	(9)	委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている						
	機能強化	(10)	政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている						
0点 50点	情報共有	(1)	日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている						
	情報共有	(2)	地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた						
	情報共有	(3)	市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している						
	住民参画	(4)	住民自治組織や各種団体の活動に積極的にに関わり、自らまちづくりを実践している						
	住民参画	(5)	住民・地域と行政とをつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた						
	住民参画	(6)	住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている						
	機能強化	(7)	一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている						
	機能強化	(8)	政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている						
	機能強化	(9)	委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている						
	機能強化	(10)	政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている						
0点 50点	情報共有	(1)	日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている						
	情報共有	(2)	地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた						
	情報共有	(3)	市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している						
	住民参画	(4)	住民自治組織や各種団体の活動に積極的にに関わり、自らまちづくりを実践している						
	住民参画	(5)	住民・地域と行政とをつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた						
	住民参画	(6)	住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている						
	機能強化	(7)	一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている						
	機能強化	(8)	政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている						
	機能強化	(9)	委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている						
	機能強化	(10)	政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている						
全体評価	共通項目	個別評価	達成点	合計（満点）	評価値				
	■ 情報共有	C	点 /	点	%			15	
	■ 住民参画	C	点 /	点	%			15	
	■ 機能強化	C	点 /	点	%			20	
	合計（全体）		点 /	点	C %				

取組評価 (採点)		評価検証項目 (各10項目)		達成度 検証	自由記載欄 (上段) 課題として捉えているもの (下段) 課題改善に向けた企画提案など
議会基本条例第3章～第6章 議会活動評価検証 シート (対象期間：令和2年度～令和5年度) 会派名					
評価基準 A：80%以上 (一定の水準にある) B：60%以上 (一部水準に達成していない) C：60%未満 (改善が必要である)					
第3章 市民との関係					
議会報告・懇談会、意見交換会、市議会だより、市議会トピックス、ホームページ等					
(達成度) 0点 50点 (合計点)	情 報 公 開 責 任	(1)	議会報告・懇談会を有効な広報・聴の機会と捉え、企画段階から議会全体で取組んでいる		
		(2)	議会報告・懇談会での発言や質問による回答は、意欲的に行われている		
		(3)	地域行事に積極的に参加しており、住民と広く対話できている		
		(4)	定期的に地域報告会等を開催し、様々な議会活動を住民に対し説明している		
		(5)	議会だよりの編集(一般質問)に際し、読者にとって分かりやすい記事や資料画像の提供が行えている		
		(6)	議会だよりには、議会情報が分かりやすく掲載されており、住民に親しみを持たれている		
		(7)	ホームページは、多くの議会情報を的確に提供するツールとなっている		
		(8)	請願・陳情が提出された背景を十分に把握するため、あらゆる角度から調査研究が行われている		
		(9)	発言内容は、住民目線に立ち、誰にでも伝わるように心がけている		
		(10)	会派・議員活動を通じて、日ごろから住民・地域へ積極的な情報提供を行っている		
第4章 市長等との関係					
一般質問、質疑、審議、審議、意見書、議員発議等					
0点 50点	事 務 執 行 監 視 評 価	(1)	市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係が構築できている		
		(2)	一般質問は、事業の課題の抽出、現状把握などの事前準備を十分に行い通告している		
		(3)	一般質問は、通告制や議会運営委員会における申し合わせ等を十分に理解した上で行われている		
		(4)	一般質問は、個人の意見等ではなく、広く市全体に関わる内容で構成されている		
		(5)	一般質問は、大所高所から行われており、主に市の政策水準を高める提案となっている		
		(6)	質問項目は、一過性のものに捉われず、会派等で十分な協議・検討が行われた内容となっている		
		(7)	質疑は、簡潔明瞭で相手に対して伝わりやすく、また、事業評価においても効果的なものとなっている		
		(8)	質疑では、施策や事業の不明点等を明らかにしており、意見や要求にはなっていない		
		(9)	市民の暮らしに目を向けた意見書等の提出に努めている		
		(10)	全体的に市政の評価検証の議論のもとで、活発な議会(政務)活動が行われている		
第5章 議会の機能強化					
会派活動、研修、調査、政務活動、議会図書室利用(レファレンスサービス)等					
0点 50点	会 派 ス キ ル ア ヅ プ	(1)	会派は、共通の理念や同じ方向性に基づき、政策決定を行っている		
		(2)	市政について、会派内で様々な角度から検証を行うなどの課題整理が行われている		
		(3)	各委員会所属議員から会派内に情報が迅速に正しく、また、適切に伝えられている		
		(4)	政務活動費は、その趣旨に沿い有効的に使用されており、透明性も確保されている		
		(5)	政策形成や立案能力向上のために、積極的に研修会や勉強会に参加している		
		(6)	国・県の動向や他市議会の活動状況など、あらゆる情報を常にチェックしている		
		(7)	議会改革の過程を十分に認識するとともに、課題解決に向け意欲的に取組んでいる		
		(8)	専門的な行政事務の調査を行うため、学識経験を持ち合わせている人材を活用している		
		(9)	個々のスキルアップのために、議会図書室(レファレンスサービス)を有効的に利用している		
		(10)	議会運営を円滑及び効率的に行うために、議会事務局と連携を密にしている		
第6章 委員会の活動					
議案等の調査研究、審査、所管事務調査(閉会中の継続審査)、視察研修、自由討議等					
0点 50点	委 員 会 の 活 性 化	(1)	議案の内容を正しく理解するため、事前の調査研究が行われている		
		(2)	質疑は、基本条例第9条の規定(提案の経緯、財政措置、年経費等)に基づき行われている		
		(3)	関係者(機関)ヒアリングや現地調査等をしっかりと行っている		
		(4)	事業(予算等)審査は、事業の妥当性や財政状況等をしっかりと踏まえた上で行われている		
		(5)	委員会は、正副委員長のリーダーシップのもとで活性化され、予備的審査機関の役割を果たしている		
		(6)	委員長報告は、個人の意見ではなく、議員間で十分なコンセンサスのもとで作成(報告)されている		
		(7)	所管事務調査では、事業説明に留まらず、政策提案が行えるような議員間の議論が行われている		
		(8)	視察研修は、市政の課題を精査した上で計画され、改善策等が提案できる取組につながっている		
		(9)	委員会が委員間相互の自由闊達な討議を中心としたものとなるよう、改革を進めている		
		(10)	議員は、委員会活性化に向け、様々な課題の解決をめざす意識を常に持っている		
⇒ 議会基本条例に掲げる議会活動評価					
全体評価	第3章 市民との関係(情報提供・説明責任)			C	
	第4章 市長等との関係(事務執行の監視と評価、政策立案・政策提言)			C	
	第5章 議会の機能強化(会派、スキルアップ、議会改革)			C	
	第6章 委員会の活動(委員会の役割、委員会の活性化)			C	